

近代前期における 水産資源の「保護繁殖」政策

漁業史における 1880 ~ 1890 年代

The Protective Reproduction Policy of Fishery Resources
in the First Half of the Modern Ages

高橋美貴

はじめに

①水産資源の「保護繁殖」政策とはなにか

②水産資源の「保護繁殖」政策と警察

③近世における「一品兩名」行為

むすびにかえて

【論文要旨】

本稿は、19世紀末——具体的には1880年代——以降、農商務省の主導のもと各府県によって進められた水産資源の保全政策（「保護繁殖」政策）を、①当該政策が明治政府の勸業政策史上において占める位置と②実際の「生業」活動の現場で当該政策を受けとめることとなる漁民たちの立場、という二つの視点から位置づけたものである。

本稿では「保護繁殖」政策を、〈多額の財政支出を伴う水産技術の高度化〉ではなく、〈資源保全を通じた水産資源量そのものの増強による水産業の育成政策〉と定義し、在来の伝統的生産技術の見直しなど「金をかけずに最大の勸業的効果」を狙うという明治政府による勸業政策の転換と連動して、1880～1890年代にかけて進められた水産政策であったと位置づける。そのうえで20世紀初頭に至り、水産政策の比重が「保護繁殖」から水産技術の高度化にシフトしてゆくこと—すなわち〈水産資源量の増強による水産業育成〉から〈技術的高度化による水産業育成〉へと転換してゆくこと—を展望した。

一方で、「保護繁殖」政策は、特定漁具の使用禁止や禁漁区の設定などという形で実施されることが多く、実際の政策現場においては生業抑圧的な側面を持った。当該政策は、水産資源を経済性の高い「主産」魚と経済性の低い非「主産」魚とに区分し、そのうえで非「主産」漁業に禁漁などの犠牲を強いつつ、「主産」魚の「保護繁殖」を優先的に進めようとする。具体的には、非「主産」漁業に乱獲漁業というレッテルを貼り、警察機構を導入しつつ、それを禁則漁業として押しつぶしてゆくのである。この結果、「保護繁殖」政策は、近世以来継承されてきた、非「主産」漁業を含む水面の多様な利用体系およびそれをめぐって形成されてきた生業・生活世界への圧力という形で表れることとなった。

はじめに

従来、日本史研究においても、地域史研究・生業史研究を行う際に、それぞれを取り囲む自然的・環境的条件を考慮に入れることの重要性が指摘されてきた。⁽¹⁾このような指摘は、歴史学以外の分野で近年急速に蓄積されつつある、次のような研究動向を視野に入れると、より説得力を増した指摘として私たちに迫ってくる。

近年、環境思想の展開を辿りつつ、あるべき環境倫理の方向性提示を試みる鬼頭秀一氏は、従来環境問題を考える際に用いられてきた自然保護か開発かという二者択一論の不毛性をつきつつ、「現在地球レベルでその破壊が問題となっている自然は、原生的な自然とはいえ、何らかの形で人々の生活が絡み合っているところが大多数」であり、そのような自然を対象として環境倫理を構想するためには、人間と自然との関係性、さらには人間の営みそれ自体に目を向ける必要があると主張する。具体的には、「生業」という営みを、もっとも基本的な「人間の自然への働きかけ」として捉えなおし、そこから「人間と自然とのかかわり」について考察していく作業が必要だと指摘するのである。⁽²⁾実際、このような「自然と人間の関係性」を照射するという視角から「生業」にアプローチしようとする分析視角（以下、便宜的に生業論と呼ぶ）は、すでに民俗学や社会学・人類学・哲学などで展開をみせており、学際的な研究の磁場を作り出しつつある。⁽³⁾

ところで、以上のような生業論の視角を歴史学研究——ここではとくに日本史研究——に導入した場合、画期（＝主な分析対象）になると予想される時期が自ずと浮かび上がってこよう。とくに近世以降について展望するだけでも、① 17世紀半ば・② 18世紀前期・③ 18世紀後半・④ 19世紀末・⑤ 20世紀初頭・⑥ 高度経済成長期などが、「生業」の歴史学的研究にとっては興味深い分析対象になることが予想される。⁽⁴⁾

このうち本稿で主な分析対象とするのは、④ 19世紀末である。当該期は、とくに大きな経済変動によって「生業」の枠組みが変質していく画期に当たっているわけではないが、近世以来の伝統的な在来技術や秩序あるいは世界観と、(明治)政府を通して流入してくる「近代」的技術や秩序・世界観との間でせめぎ合いが繰り広げられ、そのなかで人びとの伝統的な「生業」世界・生活世界にも様々な圧力が及んでくる。⁽⁵⁾「生業」史の分析対象として興味深い歴史段階といえよう。本稿は、「生業」のなかでも、とくに漁業を取り上げ、当該期の歴史的な位置を考えてみようとするものである。

近年の漁業史研究は、近世、とくに18世紀末から19世紀にかけて水産資源保全を目的として生みだされた漁業規制や慣行、あるいは近世の漁民たちによって獲得された水産資源や海川に対する生態的認識の深化を析出している。⁽⁶⁾当該期には、水産資源問題が表面化して幕藩領主や漁民に何らかの対応を迫るとともに、19世紀末には水産資源保全が国家的な政策課題（明治政府による水産政策の主要課題）として立ち上げられていく。つまり資源（保全）問題は、19世紀における日本の漁業および漁業政策を最も特徴づける歴史的要素のひとつであり、当該期の漁業・漁業政策を読み解く際のキーワードだということになる。そして当該期における資源（保全）問題を考える際にポイントとなるのが、1880年代以降、農商務省の主導のもと各府県によって進められた水産資源

表 1

発 布 年	月 日	法 令 番 号	法 令 の 内 容
明治 13 年	8 月 30 日	甲 第 114 号	①治水・②水産畜産・③通船上の理由から梁・川留漁禁止
	8 月 30 日	甲 第 115 号	鮎子口・河口などでサケ・マスを目的とした指網漁禁止
	12 月 2 日	甲 第 175 号	薬物投入・敷器・紫漬持網によるサケ・マス・アユ等の稚魚捕獲禁止
	12 月 2 日	丁 第 2 号	「鮭魚藩殖法」全 12 条：種川制度の導入
明治 14 年	6 月 7 日	甲 第 214 号	八龍湖鮎子口における稚魚間手網漁禁止
	10 月 21 日	甲 第 171 号	子吉川・石沢川・石見川・を「種川」に指定
明治 15 年	4 月 10 日	丙 第 131 号	河辺郡内の種川に区域明示のための標木設置
	7 月 6 日	甲 第 108 号	河海において諸魚の卵子採取禁止…とくにハタハタについて
	12 月 13 日	甲 第 158 号	雄物川・米白川・子吉川に標木設置一その下流での流網漁禁止
明治 16 年	11 月 1 日	甲 第 75 号	海湾におけるハタハタ手操網禁止

(『雄松堂 マイクロフィルム版 内閣文庫所蔵府県資料 (秋田県)』および秋田県公文書館所蔵『秋田県庁文書』-「勸業課農業掛事事務簿 漁業の部 明治十六年十一月より十二月マデ」より作製)

の保全政策 (以下では「保護繁殖」政策と呼ぶ) である。本稿は、この「保護繁殖」政策の歴史的
位置を、(a) 当該政策が政府の勸業政策史上において占める位置と (b) 当該政策を実際の「生
業」活動の場で受けとめることとなる漁民たちの立場、という二つの視点から概観・整理するこ
を課題とする⁽⁷⁾。

①……………水産資源の「保護繁殖」政策とはなにか ——その歴史的位置——

「保護繁殖」政策とは、とくに 1880 年代以降、明治政府 (農商務省) および各府県によって推
進された水産資源の保全政策を指す。「保護繁殖」は「保護蕃殖」と記されることもある史料文言
であるが、1910 年 (明治 43) に発刊された『通俗最新水産全書』によると、人工的に水産資源の
増養殖を計るのではなく、「天然の状態で水産生物の繁殖を保護する、漁業の制限・禁止或いは水
族の蕃殖上障害となる原因を除去する等の消極的方法」と定義されている⁽⁸⁾。1880 年代以降、推進
されることとなる水産資源の「保護繁殖」政策もまた、このような「消極的方法」によって水産資
源の保全を計った政策であった。

「保護繁殖」政策で理念とされたのは、1881 年 (明治 14) 1 月 20 日に内務省が府県宛に発布し
た次のような法令 (内務省乙第 2 号⁽⁹⁾) であった。

水産ノ盛殖ヲ謀ルハ国家經濟ノ要務ニ候処、置県以来往々旧慣ヲ変易シテ捕魚其宜シキヲ失シ、
為之水族ノ蕃殖ヲ妨ケ巨多ノ障害ヲ生シ候類不少哉ニ相聞候ニ付、篤ト実地取調ノ上一層漁業
ヲ保護シ水産ノ盛殖ニ注意可致、此旨相達候事

ここで内務省は、「水産資源の『盛殖』を計ることは国家経済上重要な課題であるにもかかわらず、
廃藩置県以降、徐々に『旧慣』が突き崩され、過度の漁獲によって水産資源の『繁殖』に大き
な障害を生じるケースが少なくない、実地調査をおこなったうえで、さらに漁業を保護して水産資

源の『盛殖』に注意せよ」と達している。つまり内務省は、一種の下降史観（江戸時代には「旧慣」によって水産資源の「保護繁殖」が維持されていたのに、廃藩置県以降、その「旧慣」の崩壊によって「保護繁殖」に大きな支障が生じたという認識）で、江戸時代から明治時代にかけての資源保全体制の推移を捉え、「保護繁殖」理念の提示を行なったのである。この年、農商務省が新設され、勸業行政を内務省から引き継ぐが、農商務省のもとでも1881年内務省乙第2号で示された政策理念が水産政策のあり方を規定していくこととなる。各府県でも、この理念にもとづいて具体的な水産政策が立案され実行に移されていく。

そもそも明治初期、とくに1876～1886年の日本には全国統一的な漁業法が存在せず、漁業税の賦課や漁業の取り締まりなどは各府県に委任されていた。このため各府県では、地域的特色を色濃くもった水産関係法令や制度が独自に作成されていく。もちろん、この期間を通して政府が府県の漁業政策に何ら統制を加えようとしなかったわけではなく、とくに1880年代以降になると農商務省が府県の漁業政策に対して主導性を発揮し始める。その際、スローガンとなったのが水産資源の「保護繁殖」であった。こうして、1881年内務省乙第2号で示された政策方針が国家的な政策理念として浸透していく⁽¹⁰⁾。

では、この時期、府県において実行された「保護繁殖」政策とは具体的にどのようなものだったのか。ここでは秋田県を事例として見ておこう。表1は1880～1883年に秋田県庁が発した水産関係法令をまとめたものである。この表から、当該期の秋田県で、ハタハタをはじめサケ・マスなどの保全を計るための法令が矢継ぎ早に発布されていたことが分かる。具体的には、水産資源の「保護繁殖」に支障を及ぼすと考えられた漁具・漁法の禁止や禁漁区の設定、また稚魚の保護や「種川」⁽¹¹⁾制度など資源保全システムの導入が進められた。当該期は、「保護繁殖」政策、すなわち水産資源の保全を進めようとする行政の動きが開始され本格化してゆく画期に当たっていたのである。この他、岩手県や新潟県などでも、とくにサケ・マスをめぐる同様の動きを確認することができる。両県では、近世以来、地域社会の慣習あるいは藩の制度として維持されてきた資源管理システムが県庁の水産政策に取り込まれ、資源保全政策が進められた⁽¹²⁾。

日本農業・農政史研究においても、1880～1890年代は伝統的な在来農法の見直しが進められた「老農時代」として位置づけられている。1877年の西南戦争を契機として発生した政府の財政危機によって、多額の財政支出を伴う模範奨励・直接保護的な勸業政策転換の機運が高まり、観農政策も「西洋農法の移植」路線（大久保農政路線）から「在来農法の見直し＝老農技術への依存」路線へと転換してゆく。その動きは、1881年の農商務省設置を画期として決定づけられていくこととなる。西村卓氏は、老農の起用による在来農法見直しの動きを「いわば金をかけずに最大の勸業的效果をねらった」⁽¹³⁾勸業政策への転換として位置づけている。

1880年代以降の水産政策を特徴づけた「保護繁殖」政策も、老農的人材の起用こそ無いものの、近世以来の伝統的資源保全システムを政策に取り込む動きが存在したことや、当該政策が人工的に水産資源の増養殖を計るのではなく、漁獲制限や禁漁あるいは産卵の保護など「天然の状態で水産生物の繁殖を保護」する「消極的方法」を中心として進められたことを考えると、同様の特徴を持ったと位置づけることができよう。「保護繁殖」政策は、1880年代における政府・勸業行政の転換と連動して登場した水産政策であったと理解したい。つまり、水産技術の改良や新たな水産技術

の導入という方向ではなく、技術行使の対象となる水産資源そのものの維持・拡大によって水産業の成長を期すことが「保護繁殖」政策のねらいであった。それゆえ「保護繁殖」政策は、1881年内務省乙第2号の発布——すなわち、廃藩置県以降の水産業の動きを「旧慣」破壊によって資源乱獲をもたらしたものと否定し「保護繁殖」の必要性を主張すること——から始められなければならなかったのである。したがって、「保護繁殖」政策の理念となる1881年内務省乙第2号で示された下降史観は、政府・勸業政策の転換と連動して創出された政策論理であったということになる。

かといって、「保護繁殖」政策を単純に水産資源の保全政策として手放しで評価することはできない。なぜなら、「保護繁殖」政策は特定漁法や特定漁場での禁漁規制という形で実施されることが多く、生業抑圧的な側面を本来的にもっていたためである。実際、「国家経済ノ要務」として進められた「保護繁殖」政策は、その政策現場においては、水産資源を経済性の高い「主産」魚と経済性の低い非「主産」魚とに区分し、そのうえで非「主産」漁業に禁漁などの犠牲を強いつつ、「主産」魚の「保護繁殖」を優先的に進めようとする。具体的には、非「主産」漁業に乱獲漁業というレッテルを貼り、それを押しつぶしてゆくのである。このなかで当該政策は、近世以来、非「主産」漁業を含む水面の多様な利用体系およびそれをめぐって形成されてきた生業・生活世界への圧力という形で表れることとなった。つまり「保護繁殖」政策は、禁漁規定によって生業継続の危機に見舞われることとなる漁民層にとってはまさに生業抑圧的な政策として立ち現われたのである⁽¹⁴⁾。

②……………水産資源の「保護繁殖」政策と警察

——「一品兩名」行為をめぐって——

もちろん、「保護繁殖」政策によって生業継続の危機に見舞われることとなる漁民たちも、黙ってこのような政策を受け入れたわけではない。彼らは「保護繁殖」政策に対して抵抗を示し、何とか生業継続を計っていかうとする。これに対して県庁は「保護繁殖」政策の貫徹を計るが、その際、大きな役割を果たしたのが警察機構であった。では、「保護繁殖」政策の推進に際して、行政・警察と漁民たちとの間に、どのようなせめぎ合いが繰り広げられたのであろうか。以下、四つの具体的な事例を提示・分析するなかで、この点に考察を加えてみよう。

〈事例一〉

1886年(明治19)10月、南秋田郡相染新田村の漁師たちが村内を流れる雄物川でサケ漁を操業していたところ、土崎警察署詰巡査がやってきて次のような指示を受けたという⁽¹⁵⁾。

巡査曰ク、寺内村ト土崎港地境ナル字芳谷地ニ建設アル該下流ニ於テ流網・指網漁業禁止ノ標木及、明治十三年十二月中第百七十五号縣達ヲ熟知セルヤ否ヤ、尋問ヲ受ケタル…該標木ニ明記セル趣旨ヲ御示ノ上、以来漁業ナラサル旨厳命セラレ、初メテ禁止ノ場処ト相成リタルヲ了知スタリ

実はこれ以前、秋田県は「水産繁殖」維持を目的として、1880年に河口地域などでのサケ・マス刺網漁⁽¹⁶⁾を禁止(同年8月30日甲第115号)。さらに1882年には雄物川・米代川・子吉川の下流地

域に標木を設置し、それよりも下流域での流網漁⁽¹⁷⁾を禁止していた（同年12月13日甲第158号）。この結果、これらの河川の河口および下流域は刺網・流網ともに使用することのできない禁漁区となつてしまい、相染新田村を流れる雄物川流域もその禁漁区に組み込まれてしまったのである。つまり、前述した二つの法令によって、相染新田村の漁師たちは、刺網と流網という二つの生業を奪われてしまったのである。これは相染新田村の漁師たちに「驚愕無限、糊口ノ道ヲ絶チス想ヲ生ジル」ほどのショックを与えた。彼らの中には、「生計ニ困難ス飢餓ニ迫リ」、この禁漁規定を犯して操業を行ったために、「御処分」を受けた者も出たとされている。右に掲げた史料によれば、そんな最中に巡査が相染新田村に巡回してきて、同村漁師に対して当該流域が禁漁区に指定されていることを通告し、以後、操業を行ってはならない旨を「厳命」して引き上げていったとされている。こうした状況に対して相染新田村の漁師たちは、「漁場處分権」はたしかに県庁に属するものではあるが、これまで生業を行ってきた漁場での操業を一方向的に禁止するという行政措置は「該営業人民生活上ノ浮沈」などに関わることであり「軽々ニ」処分すべきものではない、やむをえざる場合には実地調査を行なって関係町村の意見を徴集し、「人民ノ活路ニ不迫ラル」対策と「御保護」を与えたりうで実施すべきである、と主張して出訴する。が、これに対して県庁は、「水産蕃殖上ノ障碍不少」という理由でこれを却下。相染新田村漁師の提示する生業継続の願いは、水産資源の「保護蕃殖」という理念のもとで否定された。

以上の経緯から、水産資源の「保護蕃殖」政策が、相染新田村の漁師たちにとっては、生業抑圧的な特質を帯びながら立ち現れてきたことを改めて確認することができよう。そしてその際に、政策の強制力として機能したのが警察機構であったことも確認できる。

では、このような生業継続の危機に対して、漁師たちはいかなる自衛措置をとったのであろうか。次の事例を見るなかで考えてみよう。

〈事例一2〉

1883年（明治16）、八郎潟と日本海とを繋ぐ流出川（船越水道）に位置する船越村の戸長・西村貞五郎が秋田県庁（勸業課）に次のような上申書を提出してくる⁽¹⁸⁾。

船越・典農両村間八龍湖流出川面中江、袖網ト称セル漁法、處々ニ設ケ魚道ヲ遮断スルアリ、右漁具タルハ即チ、去ル明治十四年中御差止メニ相成候處之雑魚間手網ニ僅カノ異網ヲ加ヘ異名ヲ附スタルモノナリ、実ニ漁業上江妨害ヲナシ事、言ヲ尽ス不能、且ツ水産蕃殖上ニ頗ル障害有之、其レカ為メ当村漁業者甚ダ不穩、目下紛紜ヲ生ス候体ニ相見得候ニ付、右景況具申候也

すなわち、八郎潟と日本海とを繋ぐ船越水道で、近年、「袖網」という漁具を所々に設置して魚道を遮っている者がいる、というのである。船越村戸長の上申によれば、この「袖網」とは、これ以前に県庁から使用が禁止されている「雑魚間手網」に若干手を加えて異なる名称（「異名」）を付けたものに過ぎないとされている。

実は、これ以前の1881年6月7日に秋田県庁は、「将来水産蕃殖ニ於テ頗ル障害有之」という理由で、船越水道における雑魚間手網（「雑魚間手ト称スル漁法」）の使用を全面禁止⁽¹⁹⁾にしていた。船越村戸長・西村は、「水産蕃殖」上の理由から本来禁止されているはずの「雑魚間手網」の使用が

「袖網」という名称で事実上続けられていることを訴え出てきたのである。

このような上申を受けて県庁は、すぐさま秋田警察署に現地調査を依頼。これを受けて、警察本署では、船越村にある警察分署に調査を命じている。これに対して船越警察分署は、5月12日の午後10時頃に「雑魚間手網」を使用して操業を行っている者四名を発見し、彼らを違警罪として告発した。しかし調査依頼のあった「袖網」については、それを使用して操業を行っている者の存在を予想しつつも（「袖網ヲ取交セ投ス居ル景況」）、今回の調査では「目撃」に至らなかったため、今後実地調査を続けると報告している。

以上の経緯から、次の二点を指摘することができよう。第一は、雑魚間手網の使用禁止を命じた法令が達せられた後でも、その使用が隠密理に行われていたことである。具体的には、使用を禁止された漁具（以下、史料上の文言を使って禁則漁具と呼ぶ）に手を加え、異なる名称を付すことで、禁則漁具の使用（民衆側からすれば、従来通りの生業活動）を続けていこうとする動きが存在したことが分かる。指摘しておきたい第二は、このような動きに対して当該期の県庁が、各地に張り巡らされた警察機構を利用してこれらを検挙し、「保護繁殖」政策の徹底を計っているということである。「保護繁殖」政策によって生業継続の危機を被ることとなる漁師たちと行政・警察との間には鋭い対立関係が醸成されていたといえよう。

ちなみに、船越水道における「袖網」の使用はその後も止まなかったらしく、同年10月18日に船越村戸長・西村が改めて雑魚間手網とその類似漁法の厳禁を要請してきている。秋田県庁は警察署に再度照会を行っているが、このことから警察機構を通した取り締まりにもかかわらず、「袖網」の不法使用がその後も続けられていたことが分かる。

次に、同様の事例を今ひとつ取り上げてみよう。

〈事例一3〉

1884年（明治17）11月、河辺郡百三段新屋村（現秋田市内）の漁師たちが、土崎港町の漁師が使用している「括り網」という漁具（後述）の使用停止を求めて、県令に願書を提出してくる。新屋村と土崎港町は雄物川沿いに並ぶ町村で、上流・下流の位置関係にあった。新屋村によると、土崎港町の漁師たちが「分堰」を越え新屋村の「専業漁場」で「括り網」を使用しているために、雄物川上流流域ではサケ・マスの不漁が続いている（「必止ト絶漁ニ至リ難渋」）と主張、さらに「括り網」について次のような告発を行っている。⁽²⁰⁾

括り網ト申ハ現品流網ニシテ、只裾ニ細ク糸繩ヲ指通シタル而已也、…左スレハ則一品兩名ノ欺キモノト云ハサルヲ得ス、…依而此上ハ手段ナク、右一品兩名物ノ業稼御差止相成度、尚又標木下流妨害之儀堅ク御禁止被下度、難渋之不埒此段挙テ奉歎願候也

すなわち「括り網」とは、下流域での使用が禁止されている「流網」に他ならないというのである。前述したように、秋田県は1882年に「水産繁殖上妨害不鮮」という理由で、雄物川・米代川・子吉川の下流域における「流網」の使用を禁止していた。⁽²¹⁾ 新屋村は、土崎港町・漁師の使用している「括り網」がこの「流網」に幾分手を加えて異なる名称を付けたにすぎない「一品兩名ノ欺キモノ」だと告発したのである。

以上〈事例一2〉および〈事例一3〉から、禁則漁具に若干の手を加えて従来とは異なる名称を

付け、その使用を事実上継続しようとする行為がしばしば行われていたことを指摘できよう。以下では、このような行為を、史料上の文言をそのまま使って「一品兩名」行為と呼ぶ。「一品兩名」行為は、「保護繁殖」政策に伴う禁漁規制に対して、従来通りの生業活動を継続していこうとする漁師側の一戦略——「保護繁殖」政策に対する抵抗形態のひとつ——として評価することができよう。特定の漁具に異名を付すという「一品兩名」行為は、一見あまりに単純な対応であるようにも見えるが、当該期にはいまだに様々な方言を含んだ漁具の名称が各地に散乱していたことを考えると、思いのほか有効な対応であったと考える⁽²²⁾。

もちろん、「一品兩名」行為は、秋田県以外でも確認することができる。

〈事例—4〉

たとえば岩手県では、1883年（明治16）12月3日に、巡査・成田廣時なる者が警部長・島田宗正に次のような上申を行っている⁽²³⁾。

方今、冬期ニ際シ各川之淀ミタル場所ニ於テ、（方言ホイドツクリト唱へ）羽竿ヲ以テ二寸ニ満タサル少キ魚ノ子ヲ漸々逐集メ一ノ魚群トナシ、然ル後目之ノ細カキ網ヲ下シ、網中ニ逐入レ、漁業トクシ者往々有之、雨水之降リタル朝杯ニ者一朝ニシテ七、八升モ漁スル赴ナリ…（略）…実ニ水産繁殖ヲ計ルノ今日ニ有テハ悪ムヘキ所業ナルニ付、此段報告候也

成田はこの上申書で、「ホイドツクリ」という名称の漁具が「水産繁殖」の大きな障害になっていることを報告している。この「ホイドツクリ」とは、冬期に鳥の羽を付けた二寸ほどの竿を使って小魚を脅す、こうして小魚たちに水鳥が狙っていると勘違いさせて、目の細かな漁網に追い込み一網打尽にする漁法である。右の上申書によれば、この「ホイドツクリ」という漁法を使って、雨の降った朝などには一朝で七、八升の小魚を漁獲する者もいるとされている。つまり「ホイドツクリ」は、諸魚の稚魚を乱獲する危険性のある漁具として警察機構から目を付けられたのである。この上申は、警部長・島田を通して盛岡警察署長・清水友八郎に上申され、さらに清水から県令（島惟精）に上申されている。清水は、「ホイドツクリ」に年・3円以上の税金を課すことで、「ホイドツクリ」従事者の人数を減少させ、それによって「翌年川魚ノ蕃殖」を維持するというアイデアを上申している。

しかし、これに対する県庁（税務課）の判断は次のようなものであった。すなわち、「黒羽ニテ小魚ヲ逐集メ、細目ノ網ヲ以捕魚スル」漁法は、「水産蕃殖」に最も障害となるものであるため、すでに1883年9月24日に発布した「漁業税採藻税規則」第23条において、「地獄網」という名称でその使用を禁止しているというのである。それゆえ新たに規則を「増設」する必要はないが、場合によっては「地獄網ノ何物タルヲ知ラスシテ、（ホイトツクリ）ト唱ヒ漁業スルモノアルモ計リ難シ」として、改めて「一応告諭」することとしている。

つまり、この段階にはすでに、「ホイドツクリ」という漁法は、「地獄網」という名称で県庁からその使用が禁止されていたのである。しかし県庁は警察機構を通じた上申を受け、場所によってこの漁法に異名があることに気づく。このような経緯を経て、岩手県庁は1883年12月28日に、次のような布達を通達している。

漁業採藻税規則第二十三条ニ禁止候地獄網ノ義ハ、緻密ノ網ト鳥羽トヲ以テ捕魚スルモノヲ指

称シタル義ニシテ、方言或ハホエト網トモ唱ヒ、大ニ水産ニ障害アルヲ以テ禁止候處、地方ニヨリ或ハ其名称ノ異ナルヨリ、知ラス識ラス使用候様ニテハ不都合ニ候条、心得違無之様注意致スヘシ、此旨告諭候事

県庁はこの布達において、「地獄網」の具体的な操業形態を明示したうえで、「地獄網」には「ホエト網」などの「方言」があるため——すなわち「地方」によってその「名称」に違いがあるため——、禁止されているのを知らぬまま使用を続ける者がいては問題だとして、改めて「地獄網」=「ホエト網」=「ホイドツクリ」の使用禁止を命じている。

以上の経緯から、行政によって特定漁法の使用が禁止されたとしても、地域によってその名称が異なるために、その法令が浸透しないことがままあったことが分かる。というよりも、〈事例一2〉および〈事例一3〉を前提にすると、地域社会の内部に、漁具や漁法をめぐる多様な名称を利用して、禁則漁具の使用を継続しようとする動きが存在した、と理解する方が妥当であろう。

最後に、以上の四つの事例から、改めて次の二点を確認しておきたい。第一は、1880年代以降の県庁が、警察機構を介して「保護繁殖」政策を押し進めようとしていたこと。そして第二は、このような「保護繁殖」政策の推進に対して、漁具・漁法の名称を変える、あるいは方言を利用する方法で、使用を禁止された漁具・漁法の使用を継続する「一品両名」行為が、生業継続の危機に立たされた漁師たちによって各地で企てられていたこと、である。この「一品両名」行為は、「保護繁殖」政策に対する漁師たちの抵抗形態のひとつとして位置づけることができよう。

③……………近世における「一品両名」行為

では、「一品両名」行為は、1880年代になって初めて、「保護繁殖」政策に対する抵抗形態として生み出されたものなのかというと、実はそうではない。「一品両名」行為自体は、すでに近世から見られたものであった。具体的な事例をいくつか示してみよう。

現・新潟県岩船郡南方を流れ神林村で日本海に注ぐ荒川では、近世を通してサケ漁が主な漁業として営まれてきた。ところが18世紀後半以降、荒川の下流地域に持網と呼ばれる漁法が広まり、その操業可否をめぐる漁業争論が繰り返される⁽²⁵⁾。持網とは、川を遮って柵を作り魚の遡上を止める、そのうえで柵の一部だけを開けておき上流に登ろうとしてそこにやってきたサケを網ですくい取る漁法である(図1)。持網は構造上、上流へのサケ遡上を大きく阻害することになるため、下流地域での持網操業に上流の村々が強く反発、管見では1794年(寛政6)から1846年(弘化3)までのあいだに六回の争論が繰り返されている(表2)。争論当事者村々の構成はその時々によって異なるが、大枠は図2に示した上流村々(上郷)と下流村々(下郷)の対立という構図をとっていた。たとえば荒川にお

図1 (鈴木鉀三『三面川の鮭のはなし』村上市郷土資料館 1983年、p.17)

表 2

争論	上流	下流
1794年（寛政6）争論	上関村他13ヶ村	牛屋村
1814年（文化11）争論	小見村	牛屋村 鳥屋村 金屋村
1815年（文化12）争論	小見村 湯沢村	牛屋村
1818年（文政元）争論	小見村他5ヶ所	牛屋村 金屋村
1841年（天保12）争論	上郷16ヶ村	下郷六ヶ村
1846年（弘化3）争論	上郷16ヶ村	金屋村他三ヶ村

（『荒川町史資料編Ⅲ』『同Ⅴ』『近世関川郷史料三』『神林村談史下』より作製）

<注1>寛政6年争論の上関村他一三ヶ村の村名は不明

<注2>文政元年争論の小見村他五ヶ村は、小見村・貝附村・平内新村・湯沢村・大島村・川口村

<注3>天保12年争論の上郷16ヶ村は、下川口村・湯沢村・滝原村・上野山村・小見村・平内新村・高田村・大嶋村・桂村・貝附村・小岩内村・荒嶋村・川部村・興屋村・葛村籠・平林村

<注4>天保12年争論の下郷6ヶ村は、牛屋村・福田村・海老江村・金屋村・鳥屋村・大津村

<注5>弘化3年争論の金屋村他3ヶ村は、金屋村・鳥屋村・宿田村・福田村

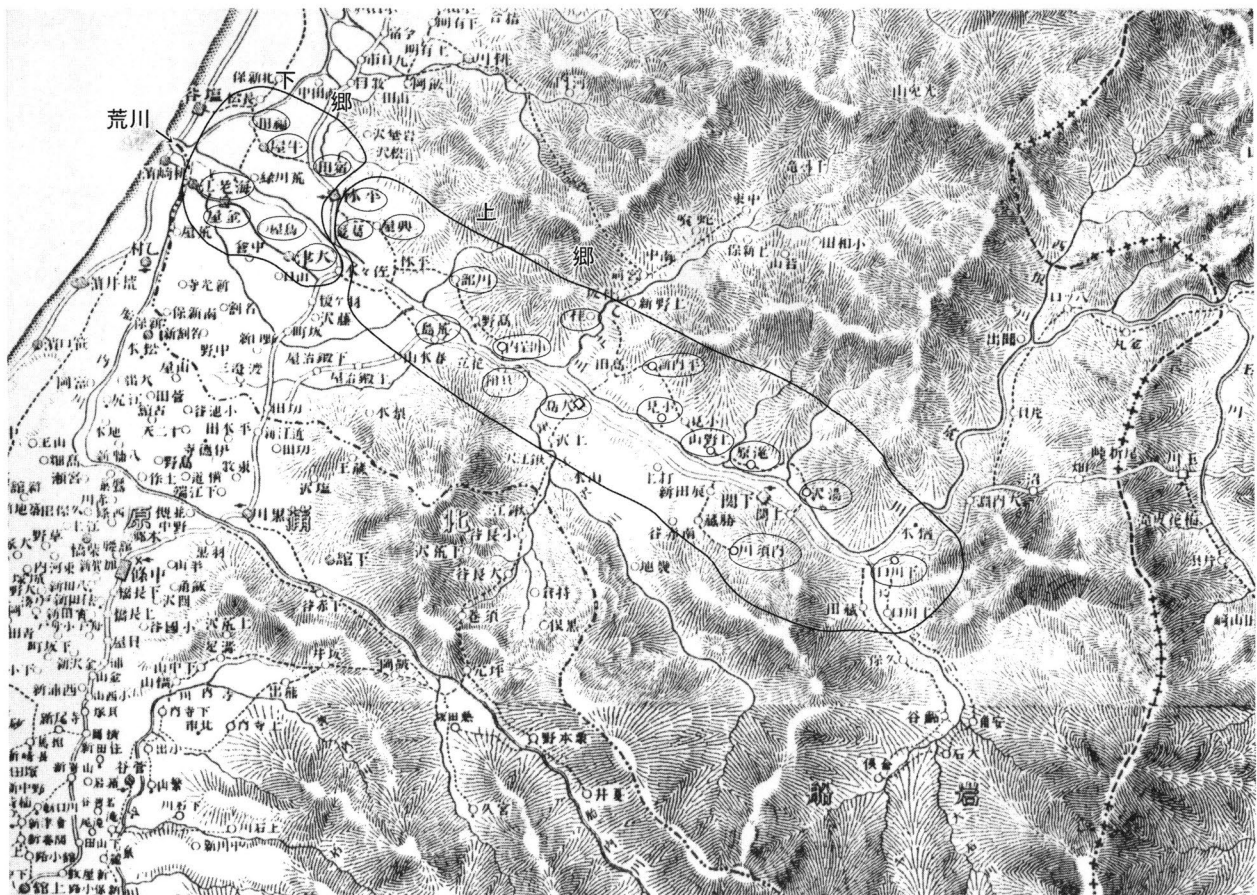


図2（『日本歴史地名体系・特別附録 新潟県全図』平凡社を加工）

最初の持網争論（1794年争論）では、下郷の牛屋村が持網を設置して「鮭川メ切」を行ったため、上郷14ヶ村が上流にサケが遡上しなくなったことを訴え、持網の撤去を願い出ている。下郷（牛屋村）は、持網が「極貧之もの共」の生計手段の一つになっていることを主張して上郷から譲歩を引き出そうとするが、最終的には①上郷のサケ漁に支障を及ぼさないと考えられる場所であれば一年間のみ持網操業を続けてもよい（一年後には持網を撤去する）、②上郷惣代が見分を行い、持網を設置しても問題なしとした場所では今後も操業を続けてよい、という条件で内済が成立している。⁽²⁶⁾ 下郷における持網の操業は上郷の監視下（下郷における持網操業は上郷の合意があって初めて可能という体制）に置かれ、その操業は事実上禁止されることとなったのである。持網という新たな漁法の普及にともなう上流と下流の資源分配バランスの崩壊と、それによって不利益を被った上流村々（上郷）からの持網排除の動き、これが持網争論の本質であったことが分かる。しかし荒川では、その後も下郷による持網操業がたびたび再発し、そのたびごとに上郷とのあいだで争論が繰り返された。

もちろん、1794年における持網争論の内済でもそうだったように、争論の度ごとに、下流域における持網の操業に規制をかけることが上郷と下郷との間で取り決められてはいる。たとえば1818年の持網争論では、第三者村々が間に入って仲裁を試みるも失敗、最後は代官所が上郷・下郷双方から「証拠書物」を提出させて吟味を行い、下郷の主張を「不埒」とする判断を下す。この結果、下郷は、以後持網の操業を一切行わないという取り決めを上郷とのあいだで交わしている。

このように荒川での持網争論では、上郷に有利な条件で内済が成立することが多かった。にもかかわらず、持網争論は少なくとも6度にわたって繰り返される。もちろん下郷とて、いったん持網の操業停止の取り決めを行った以上、安易に持網の操業を再開することは困難である。その際に、下郷がとった方法が「一品兩名」行為であった。

1841年の持網争論に際して上郷村々から水原代官所に提出された願書には、下郷に次のような行為があったとして強い不信感が表明されている。すなわち、下郷は持網を「行繰罟」という漁法だと言い張る（「申紛シ」）ことで、その操業を続けているというのである。これに対して上郷は、「行繰罟」は形態上「顕然之持網」に他ならないと主張して、その停止を願い出る。⁽²⁸⁾ このような上郷村々からの訴えを受けて、水原代官所と一橋家から見分役人が荒川下流域に派遣され実地調査が行われた。この結果、下郷の福田村地内で「持網ニ似寄候分壺ヶ所」が、同じく鳥屋村・金屋村で「持網ニ似寄候漁業」が発見され、撤去が命じられている。⁽²⁹⁾

以上から、下郷村々では、従来の持網に若干の手を加え、「行繰罟」という異名を付すことで持網の操業を継続しようとしていたことが分かる。ここで下郷村々のとっている行動は、1880年代の秋田県や岩手県で見られた「一品兩名」行為に他ならない。ただし、近世の荒川流域における「一品兩名」行為は、サケ資源の分配をめぐる上郷と下郷の地域間対立のなかで出現したものであった。下郷による「一品兩名」行為は、上郷との間で結ばれた持網停止の取り決めを形骸化するために下郷によって企てられるが、上郷からは従来の取り決め違反として鋭い非難の対象となった。実際、同年10月19日に上郷と下郷との間で取り結ばれた内済証文でも、「持網ニ似寄候漁場ヲ以鮭漁等決而不仕」⁽³⁰⁾ ことが取り決められている。

もちろん、近世に「一品兩名」行為を確認することができるのは、荒川流域だけではない。たと

例えば19世紀半ばの江戸内湾では、使用が禁止されている「海老桁」という漁具（海底を引き回して貝を採取する漁具）に「小桁」という名称を付すことで、操業を継続しようとする動きが存在した。また明治前期になると、近世以来「新規漁法」として内湾での使用を禁じられてきた漁具に改良を加え、名称を変更することで、操業を継続するというケースがいくつか確認される⁽³¹⁾。18世紀後期以降の江戸内湾では、「新規漁法」の導入に伴い旧来の漁法との間に激しい対立が引き起こされ、漁業争論が多発する。江戸内湾では、これらの争論を通して「新規漁法」を禁止する裁決や内湾が積み重ねられ、水産資源維持を含む新たな漁業秩序が再構築されていくのである。このなかで、内湾で使用することのできる漁具（「職」）が30余りに限定されていった。江戸内湾における「一品兩名」行為は、水産資源保全の観点から内湾沿岸村々によって進められた漁具規制に対する対抗手段（禁止された「新規漁法」の使用を維持しようとする試み）の一つであったと評価することができよう。「一品兩名」行為はその実行が容易であるために、荒川や江戸内湾以外でも、特定漁具・漁法の使用禁止措置がとられた地域では、近世段階にも広範に見られたものであったと考えられる。

こうしてみると、「一品兩名」行為を、1880年代に進められた水産資源の「保護繁殖」政策に対する漁民たちの抵抗形態と捉えるだけでは不十分だということが分かる。「一品兩名」行為は、近世における漁業争論の繰り返しのなかで生み出された、生業継続のための一戦略として評価することができよう。1880年代の「一品兩名」行為は、近世以来しばしば行使されてきた戦略としての「一品兩名」行為が、「保護繁殖」政策に対する抵抗手段として発動されたものだったのである。

むすびにかえて

最後に、これまでの分析作業をまとめ（1・2）、展望（3）を付すことでむすびにかえたい。

（1）

本稿では、1880年代以降、明治政府および各府県によって進められた「保護繁殖」政策の歴史的位置について、(a) 当該政策が政府の勸業政策史上において占める位置と (b) 当該政策の影響を受ける漁民たちの立場からの評価、という二つの視点から考察を加えてきた。まず、それぞれの視点から見た「保護繁殖」政策の特徴をまとめておこう。

（a）「保護繁殖」政策の政策史的位置

すでに指摘したように、「保護繁殖」政策は現象的には、漁獲制限や禁漁あるいは産卵の保護など「消極的方法」によって、水産資源の保全を計った政策である。そして歴史的には、1880年代に明治政府によって実行された勸業政策の転換（多額の財政支出を伴う模範奨励・直接保護的な勸業政策から、伝統的生産技術の見直しなど「金をかけずに最大の勸業的效果をねらった」政策へという転換）と連動しつつ登場した水産政策であった。本稿では、「保護繁殖」政策を、1880年代における政府・勸業政策の転換と連動して立ち上げられ、水産技術の積極的な高度化ではなく、「消極的方法」による水産資源そのものの保全を通して水産業の成長を計った政策と位置づけた。

（b）漁民から見た「保護繁殖」政策の歴史的意義

一方で、「保護繁殖」政策は、特定漁具の使用禁止や禁漁区の設定などという形で実施されるこ

とが多く、実際の政策現場においては生業抑圧的な側面を持った。当該政策は、水産資源を経済性の高い「主産」魚と経済性の低い非「主産」魚とに区分し、そのうえで非「主産」漁業に禁漁などの犠牲を強いつつ、「主産」魚の「保護繁殖」を優先的に進めようとする。具体的には、非「主産」漁業に乱獲漁業というレッテルを貼り、警察機構を導入しつつ、それを禁則漁業として押しつぶしてゆくのである。この結果、「保護繁殖」政策は、近世以来継承されてきた、非「主産」漁業を含む水面の多様な利用体系およびそれをめぐって形成されてきた生業・生活世界への圧力という形で表れることとなった。

(2)

このように生業抑圧性を帯びる形で実施された「保護繁殖」政策は、それによって生業継続の危機に見舞われることとなる漁民たちから強い反発を浴びることとなる。その反発は、生業保障の必要性を主張する訴願運動の他、禁則漁具の不法使用（漁民側からすれば、従来通りの生業活動の継続）などの形で現れた。本稿では、そのような「保護繁殖」政策に対する抵抗形態の一つとして、「一品兩名」行為を抽出した。「一品兩名」行為とは、禁則漁具に若干の手を加えて異名を付けることで、当該漁具の使用を続けようとする行為である。もっとも「一品兩名」行為は、すでに近世から見られるもので、漁業争論の繰り返しのなかから漁民たちによって生み出された生業継続のための一戦略であった。1880年代に見られた「一品兩名」行為は、近世以来漁民たちによってしばしば行使されてきた「一品兩名」行為が、「保護繁殖」政策に対する抵抗手段として発動されたもの

だったのである。

(3)

では、「一品兩名」行為などに代表される抵抗・反発を受けながら、「保護繁殖」政策はその後、いかなる推移を辿ったのであろうか。「保護繁殖」政策は結局、政策として成功を見たのか否かが明らかにされなければなるまい。この問題についての詳細な分析作業は今後の課題とせざるをえないが、展望のみ述べておけば、「消極的方法」による水産資源の保全には対象とする魚種や技術の面で限界があったと推測され、それゆえ「消極的方法」を通じた水産資源量それ自体の拡大によって水産業の成長を計ろうとする「保護繁殖」政策もいずれ限界に突き当たったと考える。そこに新たな技術的対応が必然化されてくることとなる。それは具体的には、20世紀初頭に押し進められた発動機による漁船の動力化などによる沖合・遠洋漁業への進出などの形をとって現れてくることになる。表3は1893（明治26）～1911年（明治44）における国と府県の水産関係財政支出をまとめたものである。表3を見ると、1901年（明治34）を境にして、水産関係の財政支出が急増していることが分かる。これら急増した資金は水産講習所や水産試験所、あるいは遠洋漁業奨励事業などに投入された⁽³²⁾。20世紀初頭に至って、水産政策の比重が、「保護繁殖」から水産技術の高度化にシフトしてゆくこと——すなわち、〈水産資源量の増強に

表3

年度	①国庫支出	②府県支出	②/①×100
明治26	34千円	29千円	85%
27	34	19	56
28	31	32	103
29	31	49	158
30	196	62	32
31	59	72	122
32	71	110	155
33	84	189	225
34	225	320	142
35	304	360	118
36	144	382	265
37	134	408	304
38	165	520	315
39	209	552	264
40	347	614	177
41	522	649	124
42	357	728	204
43	429	785	183
44	474	835	176

(二野瓶徳夫『明治漁法開拓史』
平凡社、1981年、p.164より)

よる水産業育成)から、(技術的高度化による水産業育成)へと転換してゆくこと——が推測されよう。以上から「保護繁殖」政策は、1880年代～1890年代という限られた期間に、特徴的に現れた水産政策であったということになる。当該政策がはたして日本の水産業と伝統的な漁業社会にいかなる歴史的刻印を与えたのかという問題⁽³³⁾を、20世紀初——「はじめに」で整理した⑤期——の水産政策および水産業の変容と合わせて分析してゆくことが次なる課題となろう。

註

(1)——塚本学「地域史研究の課題」(『岩波講座日本歴史別巻2』岩波書店、1976年)、朝尾直弘「時代区分論」(岩波講座『日本通史別巻1』1995年)。塚本氏は、このような分析は「現代における自然保護の問題と直結する課題でもあるし、風土と人間についての論議や比較文化的な考察を有効なものとしていくことにもなるであろう」と指摘する。また朝尾直弘『『近世』とはなにか』(同編『日本の近世1 世界史のなかの近世』中央公論社、1991年)では、「生産力の発展を基礎に置いた段階説も、国民国家を単位に考えていた時代には楽観的な未来像を描くことができたが、地球環境の保全が人類の生存全体にとって必須の条件であることが明白になったこんにち、地球と人類史全体の発展をねがう立場から、生産力を推進し統御する意識や心性を包括した、より新しい構想、あるいは理論の再構成がもとめられる段階にきている。」と指摘されている。同じように川北稔『『問題』と『方法』の回復を求めて』(『シンポジウム歴史学と現在』柏書房、1995年)でも、環境問題などの「反生産」をもひっくるめた生産概念を作り出す必要性が指摘され、さらにこれを受けて水林彪氏も「現段階で経済成長といえどもほとんど地球環境の破壊ということと同義にならざるをえませんが、経済成長という現代史の方向をおしすすめれば、深刻な未来を思いうかべざるをえません。そういう未来像からあらためて過去をふりかえてみる、こういう筋で歴史への目が開かれるということはないでしょうか」と指摘している。同様の指摘は、たとえば峰岸純男氏(「自然環境と生産力からみた中世史の時期区分」『日本史研究』400、1995年、133～134頁)や網野善彦氏(『日本中世に何が起きたか——都市と宗教の「資本主義」——』日本エディタースクール、1997年、42～44頁)や『NHK人間大学日本史再考——新しい歴史像の可能性——』1996年、126～127頁など日本中世史研究においてしばしばなされてきた。

(2)——鬼頭秀一『自然保護を問いなおす——環境倫理とネットワーク——』ちくま新書、1996年

(3)——たとえば生業を営む人々が自然と対峙して獲得

した知識を「自然知」と定義し、このような「自然知」の体系(民俗自然誌)を解明すること(「人間と自然の関係についての民俗学的研究」)の必要性を指摘する篠原徹氏(『海と山の民俗自然誌』吉川弘文館、1995年)は、「技術」と「技能」を区別して次のように指摘する。「技術」とは道具のもつ平均的な生産効率を指標とするもの(テクノロジー)で、この「技術」が進歩すれば、誰が行なっても同じような生産を上げることができる。これに対して「技能」とは、同じ道具を使った場合の生産効率の変動を指標としたもの(テクニク)で、「技能」の進歩とは魚など狩猟・採集対象の背後に潜む生態などについて深い民俗的知識(自然知)を集積し効率を上げることがを意味する。近年、経済学や哲学においても、「自然のもつ生産力」を評価することによって、経済的価値の源を人間労働のみに求める労働価値説を批判する試みが行なわれつつある。いわば「自然のもつ生産力」およびそれに対する民俗的知識(「自然知」)を無視して労働生産性の「技術」的拡大のみを追い求めた結果、環境問題や自然・資源問題が発生してきたと認識するところに、これらの成果の接点があるように思われる。ちなみに、近年における生業論の成果として次のようなものがあげられよう。内山節『山里の釣りから』(岩波同時代ライブラリー、1995年)・『自然と人間の哲学』(岩波書店、1988年)・『時間についての十二章——哲学における時間の問題——』(岩波書店、1993年)、中村修『なぜ経済学は自然を無限ととらえてきたか』(日本経済評論社、1995年)、『講座日本の民俗学4 環境の民俗』・『同5 生業の民俗』(雄山閣、1996・1997年)、松井健『自然の文化人類学』(東大出版会、1997年)、あるいは「環境を殺さず」うまく人間の生活に「利用しつづける」カラクリを伝統社会のなかから見付けだすという視角を提示する鳥越皓之氏らによる一連の研究(鳥越皓之編『試みとしての環境民俗学——琵琶湖のフィールドから——』雄山閣、1994年)・『水と人の環境史』御茶の水書房、1984年)・『環境問題の社会理論——生活環境主義の立場から——』御茶の水書房、1989年)などがある。

(4)——① 17世紀は大開発と人口増加の時代であった。とともにこれに続く17世紀後半には過剰開発に基づく様々な弊害（洪水など災害の多発や水争い・草刈場争いなど紛争の頻発など）が発生し、耕地拡大の限界性から集約的農業に基づく小農経営の出現が必然化されていく（佐藤常雄『新書・江戸時代③貧農史観を見直す』講談社現代新書、1995年・深谷克己『綱ひきする歴史学—近世史研究の身構え—』校倉書房、1998年）。② 18世紀前半には、享保改革などに伴う新田開発の進展と、国内資源の有限性という新たな局面で列島内の資源調査が繰り広げられる（佐藤前掲書）。③ 18世紀後半は商品経済の展開に伴い、金銀銅山開発や海産物増産、北海道開発などが進められた。また宝暦期の東北地方（盛岡藩）で、馬産飼料となる大豆生産を目的とした畑地の拡大が、野獣の棲息地を脅かし餌場を狭めていったことや狼狩りによる猪の捕捉動物の減少などによって、野獣による食害が多発した事実なども指摘されており（菊池勇夫『近世の飢饉』吉川弘文館、1997年）、当該期の商品経済の展開が〈自然—人間〉関係に様々な影響を及ぼしていたことが推測される。④ 19世紀後半については本論中で言及。⑤ 20世紀初頭は産業革命に伴う産業構造の変換期。と同時に当該期には、明治維新以来一定の達成を見た富国強兵策に対する修正を求めた運動が噴出し、近代化の陰の部分への強烈な関心（民俗・沖縄・女性・自然保護・差別などへの関心）から、「官学」主導・富国強兵学的な学問のありようへの異議申し立てとしての民間学が立ち上がる段階でもあった（鹿野政直『近代日本の民間学』岩波新書、1983年・同『化生する歴史学—自明性の解体のなかで』校倉書房、1998年）。⑥ 高度経済成長期は重化学工業の発展に伴う公害問題・都市問題の発生のほか、農村の崩壊期として位置づけられよう。以上、たいへん大雑把な整理ではあるが、いずれの段階も〈自然—人間〉関係に変容を及ぼす画期となっており、「生業」史研究にとって興味深い題材を提供する時代といえよう。

(5)——たとえば西村卓『「老農時代」の技術と思想—近代日本農事改良史研究—』（ミネルヴァ書房、1997年）などを参照。西村氏の成果については後述する。

(6)——盛本昌弘①「山野河海の資源維持」（『史潮』新38、1996年）・②「内海の漁業」（藤木久志・荒野泰典編『荘園と村を歩く』校倉書房、1997年）・③「内海三十八職の成立」（『民具マンスリー』31-5、1998年）・④「幕末における新規漁法をめぐる相論—大井村一件を中心に—」（『六浦文化研究』8、1998年）、高橋覚「近

世における江戸内湾の漁職制限について」（千葉歴史学会編『近世房総の社会と文化』高科書店、1994年）、片岡智「近世的漁業秩序の変容と明治地方官の対応」（有元正雄先生退官記念論文集刊行会編『近世・近代の社会と民衆』清文堂、1993年）、後藤雅知「近世房総地域における浦請について」（『千葉史学』29、1996年）、拙著『近世漁業社会史の研究—近代前期漁業政策の展開と成り立ち—』清文堂出版、1995年、第5・6章）・拙稿「19世紀における資源保全と生業—秋田県・八郎潟の漁業を事例として—」（『日本史研究』437、1999年）など。

(7)——生業論を歴史学研究に導入する際には、単純な歴史系譜学に陥らないために、「生業」を取り巻く社会関係を、行政と民衆社会との関連性などを含んだ構造的枠組みのなかで位置づけていくことを意識しておくことが必要であろう。本稿で(a)・(b)という二つの視点を用意して「保護繁殖」政策の歴史的位置を考えてみようとしたのも、このためである。

(8)——大島泰雄『水産増・養殖技術発達史』（緑書房、1994年）83頁。なお本稿では、史料引用部分以外はすべて、用語を「保護繁殖」に統一する。

(9)——水産業協同組合制度史編纂委員会編『水産業協同組合制度史第四巻』（水産庁、1971年）4頁

(10)——もっとも、個別的な水産資源の保全政策は、すでに1881年内務省乙第2号が發布される以前から、特定の府県では実行に移されていた。水産資源の「保護繁殖」政策は、①各府県が現場の乱獲状況に対応するなかで政策的に先行し、②それを政府が吸い上げて1881年に国家的理念として提示する、そして③その理念が再び府県の側に投げ返されて府県における具体的政策となって現れる、という流れで展開していったと考えられる（拙稿「ハタハタ資源問題の起源—明治前期・水産資源の『保護繁殖』政策に関するノート—」、『新潟大学教育学部紀要』38-2、1997年、307頁）。

(11)——「種川」制度とは、河川の支流などを「種川」に指定し、そこに礫を敷き詰めてサケの産卵に適した水界を作り、上流部分を簀竹などで締め切ってサケをそれ以上遡上させないようにすることで「種川」内で産卵させるといものである。種川では産卵を終えた親サケのみを漁獲することになっており、こうしてサケ資源の安定的再生産が計られたのである。「種川」制度については、拙稿「漁業と漁業紛争—18世紀後半～19世紀における資源分配と資源保全—」（藪田貫編『民衆運動史第3巻社会と秩序』青木書店に収録予定）を参照。

図3 鳥越皓之編『試みとしての環境民俗学 琵琶湖のフィールドから』 雄山閣出版、1994年より

(12)——註(10) 拙稿および「はじめに」註(6) 拙著を参照。また明道智彌『アユと日本人』(ちくま新書、1992年) 122～124頁によると、1892年に農商務省によって実施された『水産事項特別調査』の分析から、「この時代は…淡水魚資源の保護と利用にとっておおきな変革期にあった」ことが指摘されている。

(13)——「はじめに」註(12) 西村前掲書。また上山和雄「農商務省の設立とその政策展開」(『社会経済史学』41-3, 1975年)によると、当該期の政府・勸業行政の転換は単に行財政整理の要請による「殖産事業縮小の表現」という位置づけのみに矮小化されるべきではなく、そこには直接的勸業から間接的勸業へという質的転換が含まれていたとされている。

(14)——たとえば当該期の八郎潟で進められた「保護繁殖」政策では、八郎潟産水産物のうち、フナなど換金性の高い魚類は「主産」、ゴリなど換金性の低い魚類は非「主産」として位置づけられ、地域民衆の生業・生活と結びつきつ歴史的に生み出されてきた水面の多様な利用体系およびそこで生産される水産物の社会的価値を、「主産」魚を中心に再編・一元化していくことが県庁によって指向されている。これについては、「はじめに」

註(6) 拙稿を参照。

(15)——〈事例-1〉については、秋田県立公文書館所蔵『秋田県庁文書』「明治廿一年第一部勸業課事務簿水産之部四番」-10による。

(16)——刺網とは、水中に網を垣のように張り、魚を網目にかからせて漁獲する漁網。

(17)——流網とは、魚の通路である水流を横断して網を張り渡し、そこを通過する魚を漁獲する漁網。

(18)——〈事例-2〉については、『秋田県庁文書』「勸業課農業掛事務簿漁業之部四番明治十六年十一月ヨリ十二月マテ」-2による。

(19)——『雄松堂マイクロフィルム版内閣文庫所蔵府県史料(秋田)』明治14年6月7日第214号「八龍湖銚子口ニ於テ雑魚間手ト称スル漁法ヲ禁ス」

(20)——〈事例-3〉については、『秋田県庁文書』「勸業課農業掛事務簿漁業之部七番明治十七年自十一月下旬至十二月」-22による。

(21)——『マイクロフィルム版内閣文庫所蔵府県史料(秋田)』明治15年12月13日甲第158号

(22)——実際、〈事例-2〉では、警察機構を通じた監視にもかかわらず、「袖網」による「一品兩名」行為は統

- いている。一方、〈事例-3〉では、新屋村の告発を受けて秋田県庁（勸業課）は、「括り網」の使用を放任しては「雄物川鮎子口ニテ自然該産蕃殖ノ障害ヲ醸生」すると判断、「括り網」の使用禁止を決定した上で、南秋田郡役所および秋田警察所土崎分署・同新屋分署に通達している。が、この決定と行政および警察による監視によって「一品兩名」行為を取り締まることができたのか否かについては、〈事例-2〉を見る限り疑問といえよう。
- (23)——岩手県庁所蔵『岩手県庁文書』・資料番号C18, 5, 5, 207・明治16年「漁業採藻回議編冊」-48。以下、〈事例-4〉については同史料による。
- (24)——琵琶湖でも「おいさで漁」と呼ばれる、「ホイドツクリ」と類似した漁法が行われていた。「おいさで漁」とは二人組で行う漁法で、一人が長い竿の先にカラスの羽を付けて魚を脅かし、もう一人が構えた網の方に魚を追い込んでいくものである（図3）。「ホイドツクリ」は、「長サ貳間余モアル竹竿ノ先ニ黒羽ヲ沢山ニ結ヒ付、□□ヨリ河水ノ凍ラサル場所ニ漁者五、六人モ組合ヒ、本年産ノ少魚ヲ逐ヒ集メ、細目ノ網ヲ以テ漁スル」とされていることから、規模としては五、六人程度の人数で操業したことが分かる。
- (25)——荒川の持網争論については、註（11）拙稿を参照。
- (26)——小村式編『近世関川郷史料三』史料番号51（163頁）
- (27)——『近世関川郷史料三』史料番号55（167頁）
- (28)——『神林村誌下』史料番号4（375頁）
- (29)——『神林村誌下』史料番号2（373頁）によると、このとき持網を再開したとされる下郷村々のうち、牛屋村・福田村・海老江村は水原代官所支配、金屋村・鳥屋村・大津村は一橋家領であった。
- (30)——『近世関川郷史料三』史料番号58（170頁）および『神林村誌下』史料番号3（374頁）・6（377頁）。
- (31)——「はじめに」註（6）盛本③論文5頁・8～9頁および盛本⑤論文111頁。また当該期の江戸内湾における漁業規制については、「はじめに」註（6）盛本①・②論文も参照
- (32)——二野瓶徳夫『明治漁業開拓史』（平凡社、1981年）第3章
- (33)——当該期は偶然にも、近世以来の伝統的な民衆世界が崩壊し、国民国家の形成へと向かう歴史的転換期にも位置している（鶴巻孝雄『近代化と伝統的民衆世界—転換期の民衆運動とその思想』東大出版会・1992年、牧原憲夫『客分と国民のあいだ 近代民衆の政治意識』吉川弘文館・1998年など）。1880～1990年代に実行された「保護繁殖」政策が伝統的な漁業社会に何をもたらしたのかを明らかにする作業は、「生業」史研究とこれらの研究成果との接点を探っていくことにつながるであろう。

（東北大学大学院文学研究科，国立歴史民俗博物館共同研究員）

（1999年7月6日 審査終了受理）

The Protective Reproduction Policy of Fishery Resources in the First Half of the Modern Ages: 1880's to the 90's in the History of Fishery

TAKAHASHI Yoshitaka

This paper evaluates the conservation policy of fishery resources (the protective reproduction policy) toward the end of the 19th century, more precisely in 1880's. This policy was promoted by each prefecture under the initiative of the Agriculture and Commerce Ministry. There are two points of view for the evaluation; one is from its position in the history of the encouraging policy of industries by the Meiji government, and the second is from the position of fishermen who received this policy on the actual spots of their vocation.

In this paper, the protective reproduction policy is defined as the rearing policy of fishery by augmentation of fishery resources through conservation of resources, not as advancement of fishing techniques which needs a heavy fiscal expenditure. This fishery policy was carried out through the 1880's into the 90's, geared with change of the encouragement policy of industries by the Meiji government into aiming "maximum encouraging effect without investing," such as taking a new look of traditional production techniques. Then at the beginning of the 20th century, the priority of the fishery policy was shifted from "protective reproduction" to "advancement of fishing techniques," that is to say from "nurturing fishery by augmentation of fishery resources" to "rearing fishery with higher techniques".

As for the "protective reproduction" policy, it was apt to be carried out as prohibition of certain fishing implements or setting up no fishing zones, which had a phase of suppressing the vocation at actual working spots. This policy demarcated fishery resources economically into two categories, "staple products" and non "staple products". Then it tried to protect the reproduction of "staple" fish with priority, forcing non "staple" fishery to sacrifice with no fishing zones, etc. Concretely, non "staple" fishery was branded as overfishing and smashed as illegal fishing. As the result, the protective reproduction policy showed itself as the pressure to the various utilizing systems of the water surface including non "staple" fishery, and to the vocation, and living world which was formed around the systems.
